

○国土交通省告示第三百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十八日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（基山拡幅・佐賀県三養基郡基山町大字長野字上川原地内から同町大字長野字島廻地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県三養基郡基山町大字長野字上川原、字年ノ森、字荒籠及び字島廻地内
- 2 使用の部分 佐賀県三養基郡基山町大字長野字上川原、字年ノ森、字荒籠及び字島廻地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県三養基郡基山町大字小倉字三国地内から鳥栖市姫方町地内までの延長5,754mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道3号改築工事（基山拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市を起点とし、福岡市、佐賀県三養基郡基山町、鳥栖市、熊本県熊本市等を経由して鹿児島県鹿児島市に至る延長約400kmの主要幹線道路である。

本件区間内における本路線（以下「現道」という。）は、沿道に工場、倉庫等の物流関連施設や給油所、店舗等のサービス施設が多数立地しており、また、九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道の鳥栖インターチェンジに接続しているため、通勤、通学等の自動車交通に加え、物流関連の大型車の交通並びに九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道を利用する通過交通が集中しているにもかかわらず、一部を除き2車線の道路であるため、慢性的な交通渋滞が発生している状況である。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、佐賀県三養基郡基山町大字小倉地点において26,072台/日、混雑度は1.61となっている。また、平成17年5月に起業者が実施した調査によると、佐賀県三養基郡基山町大字長野地内の北奈良田交差点付近において、福岡県筑紫野市方面に最長930mの渋滞長が確認され、長野交差点付近において、佐賀県鳥栖市方面に最長950mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成15年度に環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装及び植樹帯の整備により現況から改善することが見込まれることから、起業者は、これらの整備を行うこととしている。また、その他の生活環境に係る項目は、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物に指定されているカササギ生息地に含まれているが、営巢が確認されていないことなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、この他文化財保護法により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づき、現道を2車線から4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画の基本的内容は、昭和46年2月12日に都市計画決定され、平成2年12月12日に変更決定された都市計画及び昭和31年1月12日に都市計画決定され、平成2年12月12日に変更決定された都市計画と整合して

いるものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の地方自治体の長等からなる一般国道3号改良促進期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県三養基郡基山町役場